品質と安全性に関するデータ等の自主登録規定

1. 目的

会員が、「品質と安全性に関する自主規格」に基づき、衛生関連の剤又は加工製品等を自主登録する際に提出が必要な文書を定める。防カビ剤の登録は K26「防カビ剤のポジティブリスト収載判定規定」に従う。

2. 用語の定義

「表示・用語等に関する規定」第 3 項による。

3. 自主登録時に提出が必要な文書

登録製品別の、自主登録時に提出する文書は次の通り。

(1) 抗菌剤

「品質と安全性に関する入会･自主登録データシート I （抗菌剤）」に必要なデータ等を記入し、SDS（安全データシート）と共に事務局に提出する。

(2) 抗菌加工製品

同等抗菌加工製品群ごとに「品質と安全性に関する入会･自主登録データシート II （抗菌加工製品）」に必要事項を記入し、指定試験機関が発行した試験成績書の写しと共に事務局に提出する。JIS Z 2801 の 5 項の試験方法による場合は、JNLA ロゴマーク付きの試験証明書の写しとする。

(3) 防カビ加工製品

同等防カビ加工製品群ごとに「品質と安全性に関する入会・自主登録データシートⅢ（防カビ加工製品）」に必要事項を記入し、事務局に提出する。

(4) 抗ウイルス加工剤

「品質と安全性に関する入会･自主登録データシートⅦ（抗ウイルス加工剤）」に必要事項を記入し、SDS（安全データシート）と共に事務局に提出する。

(5) 抗ウイルス加工製品

同等抗ウイルス加工製品群ごとに「品質と安全性に関する入会･自主登録データシートⅤ（抗ウイルス加工製品）」に必要事項を記入し、指定試験機関が発行した試験成績書の写しと共に事務局に提出する。

(6) 業務用除菌膜施工用塗材

同等除菌膜施工用塗材群ごとに「品質と安全性に関する入会･自主登録データシートⅥ（除菌膜施工用塗材）」に必要事項を記入し、指定試験機関が発行した試験成績書の写しと共に事務局に提出する。

(7) 抗バイオフィルム加工製品（付着抑制）

同等抗バイオフィルム加工製品（付着抑制）群ごとに「品質と安全性に関する入会･自主登録データシートⅧ（抗バイオフィルム加工製品（付着抑制）」に必要事項を記入し、指定試験機関が発行した試験成績書の写しと共に事務局に提出する。

4. 自主登録の受理

事務局は、「品質と安全性に関する入会･自主登録データシート」に必要な事項が記載

されており、かつ第 3 項に記載の資料の提出があれば、それらを受理し、その旨を自主登録者（会員）に通知する。

5. SIAAマークの表示

「自主登録受理通知書」記載の剤又は加工製品等には、SIAA マークの使用申請により、マークを表示することができる。詳細については「表示・用語に関する規定」及び「SIAA マーク管理運用規定」に従うこと。

6. 情報公開

本会は、自主登録された衛生関連の剤又は加工製品等に関する情報を公開する。情報公開の方法等については「ウェブサイト管理運用規定」に定める。

7. 自主登録関連書類の保管

会員は、自主登録関連書類（電子媒体等を含む）を当該製品の販売が終了後 10 年間保管するものとする。

制定：平成 10 年 6 月 24 日
改訂：平成 11 年 6 月 02 日
改訂：平成 12 年 6 月 22 日
改訂：平成 13 年 6 月 22 日
暫定改訂：平成 13 年 7 月 24 日
改訂：平成 15 年 5 月 15 日
改訂：平成 19 年 2 月 2 日
改訂：平成 19 年 5 月 21 日
改訂：平成 19 年 12 月 21 日
改訂：平成 23 年 12 月 20 日
改訂：平成 25 年 5 月 10 日
改訂：2021 年 12 月 14 日
（業務用除菌膜施工用塗材の登録は 2022 年 4 月 1 日から運用する）
改訂：2023 年 5 月 29 日
改訂：2024 年 3 月 21 日